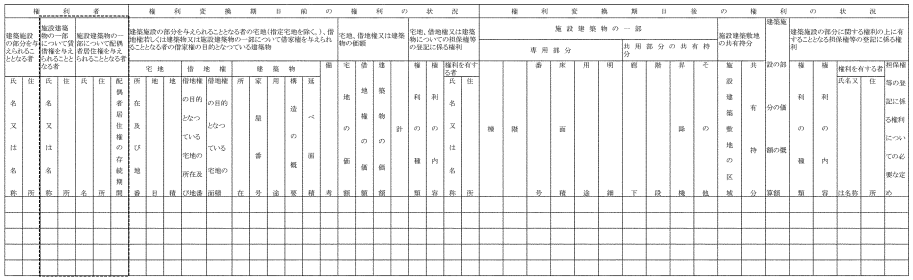
様式第十二（第二十八条関係）

（一）施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、建築施設の部分を与えられることとなるもの及び施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物について借家権を有する者で、当該借家権に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項



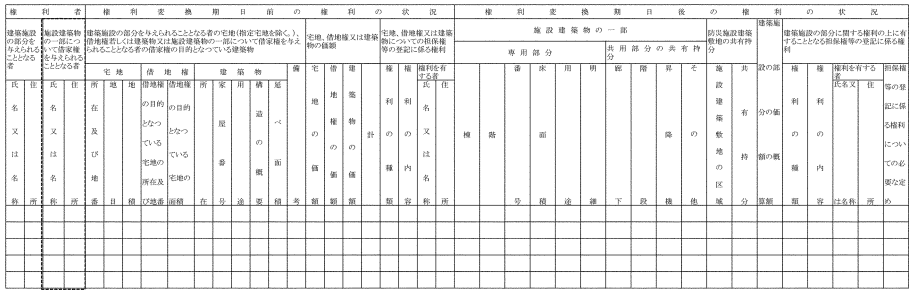
（二）施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、建築施設の部分又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに関する事項

建築施設の部分又は借家権を与えられない者	建築施設の部分又は借家権を与えられない者が失う宅地（指定宅地を除く。）若しくは建築物又は権利																				失われる宅地（指定宅地を除く。）、建築物又は権利の価額							
	宅地			建築物					権利												宅地の価額	建築物の価額	権利の価額			計		
									借地権	借家権								その他の権利										
										賃借権の目的となっている建築物					配偶者居住権の目的となっている建築物													
氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	地積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	借地権の目的となっている宅地の所在及び地番	借地権の目的となっている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	権利の種類	権利の内容		借地権の価額	借家権の価額	その他の権利の価額	

1　法第91条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払い方法

様式第十二（第二十八条関係）

（一）施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、建築施設の部分を与えられることとなるもの及び施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物について借家権を有する者で、当該借家権に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項



（二）施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、建築施設の部分又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに関する事項

建築施設の部分又は借家権を与えられない者	建築施設の部分又は借家権を与えられない者が失う宅地（指定宅地を除く。）若しくは建築物又は権利																				失われる宅地（指定宅地を除く。）、建築物又は権利の価額							
	宅地			建築物					権利												宅地の価額	建築物の価額	権利の価額			計		
									借地権	借家権								その他の権利										
										借家権の目的となっている建築物																		
氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	地積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	借地権の目的となっている宅地の所在及び地番	借地権の目的となっている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積						権利の種類	権利の内容		借地権の価額	借家権の価額	その他の権利の価額	

1　法第91条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払い方法